

令和7年度

事業計画及び予算

豊田市土地開発公社

令和7年度 豊田市土地開発公社 事業計画

1 公有地取得事業

(単位：㎡)

区分	事業名	計画面積
取得	市道豊田刈谷6号線外2路線道路新設事業	3,336
	市道堤環状1号線外1路線道路改良事業	10,184
	市道若林高架側道3号線外9路線道路改良事業	3,475
	市道高橋細谷2号線交差点改良事業	699
	市道殿貝津拳母線、拳母保見線外1路線道路改良事業	1,742
	勘八公園整備事業	5,208
	名勝旧龍性院庭園用地取得事業	3,500
	豊寿園第2駐車場整備事業	2,270
	計 (8事業)	30,414
造成	豊田市福祉センター駐車場拡張事業	906
	豊寿園第2駐車場整備事業	2,270
	計 (2事業)	3,176
処分	道路用地	5,400
	施設用地	900
	計	6,300

2 土地造成事業

(単位：㎡)

区分	事業名	計画面積
処分	「2戸2戸作戦」宅地分譲事業	2,625
	計	2,625

令和 7 年度 豊田市土地開発公社予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度豊田市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 11 款 事業収益	365,650 千円
第 1 項 公有地取得事業収益	330,803 千円
第 2 項 土地造成事業収益	30,679 千円
第 3 項 附帯等事業収益	4,168 千円
第 12 款 事業外収益	18,202 千円
第 1 項 受取利息	2,650 千円
第 3 項 受取配当金	1 千円
第 4 項 雑収益	15,551 千円
収 入 合 計	383,852 千円
支 出	
第 21 款 事業原価	361,480 千円
第 1 項 公有地取得事業原価	330,803 千円
第 2 項 土地造成事業原価	30,677 千円
第 22 款 販売費及び一般管理費	19,907 千円
第 1 項 販売費及び一般管理費	19,907 千円
支 出 合 計	381,387 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 910,347 千円は、過年度損益勘定留保資金 548,867 千円及び現年度損益勘定留保資金 361,480 千円で補填するものとする。）。

収 入	
第31款 資本的収入	4,171,860 千円
第1項 借入金	4,171,860 千円
収 入 合 計	4,171,860 千円
支 出	
第41款 資本的支出	5,082,207 千円
第1項 公有地取得事業費	4,841,595 千円
第2項 土地造成事業費	0 千円
第3項 借入金償還金	240,612 千円
支 出 合 計	5,082,207 千円

（借入金）

第4条 借入れの目的、限度額、方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

借 入 れ の 目 的	用地取得及び造成の資金に充当
限 度 額	10,000,000千円
借 入 れ の 方 法	証書借入の方法により金融機関並びに豊田市水道事業資金及び豊田市土地開発基金から借り入れる。
利 率	年利 4.0%以内
償 還 の 方 法	事業収益を収納した都度支払う。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

予定支出の各項に不足が生じた場合における各項間の流用

（理事会の議決を経なければ流用することができない経費）

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、理事会の議決を経なければならない。

- | | |
|----------|----------|
| （1）職員給与費 | 13,626千円 |
| （2）交 際 費 | 50千円 |